

使用済製品等のリユース促進事業研究会（第12回）

議事概要

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：平成25年11月18日（月） 10:00～12:00

場所：大手町カンファレンスセンター ホール16B

(2) 議事

(1) 平成24年度事業の成果の取りまとめについて

(2) 平成25年度の実施内容について

1 市町村における使用済製品リユースモデル事業

2 リユース業界を取り巻く法的環境の整理の実施方針

(3) 今後のスケジュール

(3) 出席委員

三橋規宏（座長）、小野田弘土、加藤正、喜志武弘、佐々木五郎、杉研也、田崎智宏、手塚一郎、長沢伸也、波多部彰、服部美佐子、藤田惇、和田由貴

（以上、敬称略）

(4) 欠席委員

佐々木創（以上、敬称略）

(5) モデル事業実施地域

北川高志、鎌田基喜（前橋市）、雨宮健治、高橋優香里（葉山町）（以上、敬称略）

(6) 配布資料

資料1 研究会名簿

資料2 平成24年度使用済製品等のリユース促進事業 報告書（概要版）

資料3 平成25年度使用済製品等のリユース促進事業の概要

資料4 市町村における使用済製品リユースモデル事業について（事業計画）

- 1 群馬県前橋市

- 2 神奈川県葉山町

資料5 リユース業界を取り巻く法的環境の整理の実施方針

資料6 今後のスケジュール

参考資料 第9回 使用済製品等のリユース促進事業研究会 議事概要

(7) その他

会議は公開で行われた。

2. 議事概要

(1) 平成24年度事業の成果の取りまとめについて

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

（資料2に基づき、説明が行われた。）

【長沢委員】

- ・ 市民が持ち込んだ不用品の引き取り手がない場合は、どのように対応したのか。市民が持ち帰ることになっているとすれば、せっかく協力してくれた市民をがっかりさせ、今後協力してもらえなくなる。非常に問題である。
- ・ 大府市の事業は、今後の持続可能な事業形態を考える検討材料とするために、事業者が負担したコスト、引き取り価格の設定方法、自治体のちらしの印刷費等を踏まえて事業全体の採算について情報を整理していただきたい。リユース促進に対する投資や環境教育のコストとして今後自治体が負担することも考えられる。

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ モデル事業の実施自治体には、市民側に費用や持ち帰りの負担が生じることがないように事業を設計していただいた。
- ・ 大府市では、宅配便を利用して着払いでネットオフに郵送するため、市民側の負担は生じない。また、引き取り手がないということはない。
- ・ 泉大津市の場合は、不用品交換掲示板で交換が成約しない限り、住民の自宅に保管されるため、市民が持ち込んだものを持ち帰るということはない。
- ・ 町田市の場合は、事前にイベントで回収する対象品目・条件を提示し、合致するものは町田市がすべて引き取っている。

【長沢委員】

- ・ 大府市の事業は、事業者のみの採算性ではなく、市の事業全体としての採算性をお聞きしたい。事業者が赤字を負担し、行政が負担しないという形は持続可能ではない。事業者の赤字分を行政の補助金で補うことも含めて検討する材料となるデータが必要である。

【三橋座長】

- ・ リユースされる物とお金の流れを、行政、自治体それぞれの立場を明確にしたうえで整理していただきたい。事業者はリユースをビジネスと捉えているが、自治体はリユース促進の責務を果たすためには赤字もやむを得ないと考えている場合もある。

【藤田委員】

- ・ モデル事業にて、市民に対してリユース業者が引き取ったリユース品の流通・販売先に関する情報提供が必要とあったが、これから自治体でのリユースの取り組みが増加すると、海外リユース向けのリユース品が増加するのではないかと考えられる。
- ・ モデル事業を実施する際には、どういった製品が国内でリユースされ、海外でリユースされるのか把握していくことが必要であろう。
- ・ また、海外リユースはどのように捉えるべきか。環境省のご意見をお聞きしたい。

【事務局（環境省 眼目室長補佐）】

- ・ 直近数年においても、海外リユースに携わる事業者の数、また取り扱われる品目の種類も増えてきていると感じている。環境省としては、国内の循環のみならず、海外も含めた循環の仕組みを形成する必要性を認識している。ただし、適正なりユースを推進する一方で、不適正なりユースについては対策を講じる必要がある。これは国内であろうと、海外であろうと同じである。
- ・ 今後の海外リユースの方向性については、検討方法も含めて考える必要があると認識している。

【三橋座長】

- ・ 海外リユースの方向性については、課題として承った。

(2) 平成25年度の実施内容について

1 市町村における使用済製品リユースモデル事業

【事務局（環境省 鍋谷室長補佐）】

(資料3に基づき、説明が行われた)

【前橋市（鎌田）】

(資料4-1に基づき、説明が行われた)

【服部委員】

- ・ 前橋市で粗大ごみの有料化が未実施の理由をお聞きしたい。

- ・ イベントに際して収集運搬事業者から未使用品の提供を受けるとのことだが、具体的に想定している品目は何か。

【前橋市（北川、鎌田）】

- ・ 端的には市長の意向による。過去にごみの有料化の導入の準備を進めていたことがあるが、実施直前の市長選挙において有料化に反対する候補が当選したため有料化の導入が見送られたという経緯がある。今日でも有料化されていない状況である。
- ・ 収集運搬業者からは、未使用品の雑貨、日用品やおもちゃ等の提供を想定している。昨年度まで「前橋リサイクルまつり」というイベントを実施しており、これらの商品を提供していただいた。

【手塚委員】

- ・ 500 人の来場者を見込む大規模なイベントで、不用品を先着順で提供するとなると、混乱が予想される。例えば、同じ製品を欲しいという人が複数いた場合など。来場者の安全確保が課題になると思われるが、どのような対応を考えているのか。保険等は検討されているか。
- ・ 収集運搬業者から提供された未使用品、粗大ごみからピックアップされた良品の提供を想定されているが、元の排出者は収集後にごみとして適正に処分されると認識しているにも関わらず、第三者が使っているという状況が生じる可能性がある。
- ・ 通常の排出過程では、排出 = 廃棄 = 所有権放棄と理解され、民事法上の問題は特に生じないと思われるが、排出者が排出したものを心情的に他の方には使っていただきたいくないという場合も考えられ、リユースの可否を確認するという手順が欠けると、問題を生じる恐れがないとは言えない。どのような対策をとる予定か。

【前橋市（鎌田）】

- ・ 安全対策については、来場者の状況を見ながらブースごとに持ち帰り制限を設ける等の対策を行う。特に、状態のよい品物については、イベント内で実施する修理した放置自転車の抽選会と合わせて、抽選品に入れることも考えている。刃物などは持込を制限する予定である。
- ・ 市内で 2,000 人に委嘱している環境美化推進員を含め市民ボランティアスタッフを募集し、会場内にスタッフを十分に配置することで安全配慮を心がける。
- ・ 収集後に不用品として提供することに対する排出者の心情への配慮については、今後検討する。

【葉山町（雨宮）】

（資料 4-2 に基づき、説明が行われた）

【杉委員】

- ・ 日本リユース業協会の体制について紹介させていただく。会員企業16社、年間売上高2,700億円、店舗数3,000店舗、従業員数2万人という、比較的規模の大きな事業者が加盟している協会である。
- ・ 葉山町の事業への参画について協会会員に紹介させていただいたが、反響があまりなく、1社のみが参加することとなった。反響が少ない主な原因は、買取り作業のコスト、対象品目が低単価の商品であることが考えられる。
- ・ リユース事業者が自治体との協働事業をどのように捉えるか、利益の問題になっていると感じている。民間企業であれば当然なことでもあるが。当協会は事業規模が大きい企業も多いので、自治体や環境省との協働によって顧客や株主に対して企業イメージ・価値の向上に繋がるというメリットを伝えること、CSR活動のような形での事業展開もあり得るのではないのかと考えている。

【手塚委員】

- ・ 広報用ちらしの作成枚数、配布先を教えてください。

【葉山町（高橋）】

- ・ ちらしの作成は2回に分けて実施する。1回につき20,000部を作成し、15,000部を新聞折り込み、5,000部を町内回覧する。その他ボランティアスタッフによるスーパーマーケット前での配布も予定している。

【和田委員】

- ・ 不用品交換を進めるリサイクル掲示板の取引は無償か。また、譲る方と譲って欲しい方との個人間のやりとりという認識でよいか。

【葉山町（雨宮）】

- ・ 無料の場合と有料の場合がある。役場が情報の橋渡しを行ったうえで、個人間でやりとりをしていただいている。

【和田委員】

- ・ 民間企業が同じような仕組みを立ち上げたことがあるが止めてしまっている。1つはユーザー同士のトラブルが原因とのことである。葉山町でも、成立件数が今後増えていった場合に、同じようなリスクが高まることも懸念されるため、事前に対応を検討されるとよい。

【田崎委員】

- ・ 持ち帰りされなかった品目について、住民を交えたワークショップを開催し、リユースの方法や発生抑制の方法について検討することだが、住民だけでなくリユース事業者にもご参加いただくのが良いのではないか。
- ・ 残された不用品をリメイクすることであるが、どのような品目を想定しているか。

【葉山町（雨宮）】

- ・ リメイクする不用品は、主に衣類を想定している。

2 リユース環境を取り巻く法的環境の整理の実施方針

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

（資料5に基づき、説明が行われた）

【波多部委員】

- ・ 本研究会の発足時には、使用済製品のリユースを後押しするような法制度の検討というものが想定されていた。それが、関連する現行法の見直しなのか、新たな法制度、リユース促進法といったものなのかは今後の検討かと思われるが。
- ・ 本年度の調査を踏まえた上で、今後の方向性と本分科会の位置づけをお聞きしたい。

【事務局（環境省 眼目室長補佐）】

- ・ 検討会の発足時に2R 促進のためにリユース促進法が必要ではないかという議論があったことは認識しているが、具体的な検討は進んでいない状況にある。循環型社会形成推進基本法にも2R の促進が記載されているため、2R の促進に必要なことで同法に盛り込まれていない内容を整理したうえで、改めてリユース促進法の必要性を検討していきたい。
- ・ 本分科会は、リユース業者において廃棄物処理法や家電リサイクル法などに関する基本的知識の足りない業者もいると聞いているため、関連する法制度を整理するために開催するものである。整理した内容をもとにパンフレットを作成し、遵守事項としてリユース業者に伝えていく予定である。
- ・ 日本リユース業協会が作成した「リユースハンドブック」は事業者の自主的取組みとして素晴らしいものであり、同ハンドブックにさらに廃棄物処理法、家電リサイクル法に関する情報も加えていただければ、より良いのではないかと考えたことも、今回の分科会設置に至った理由のひとつである。

【藤田委員】

- ・ リユースの社会的認知の向上のためにも、関連省庁にリユースという言葉を含めた部室を設置していただきたい。リサイクル推進室はあるが、リユース推進室はない。環境省等が設置すれば、地方自治体等にも広まっていくものと思われる。

【杉委員】

- ・ 「リユースハンドブック」は「リユース検定」というリユースショップの従業員向けの資格検定制度のテキストとして作成している。廃棄物処理法等に関しては会社として対応することで、各従業員が把握しておくべきこととしての優先順位は低く、項目として盛り込めていないという事情があることをご理解いただきたい。
- ・ 今後の改定の際には、環境省の協力も得ながら廃棄物処理法等の情報も盛り込んでいきたいと思う。

【手塚委員】

- ・ リユース業者の適正化には、業者への情報提供のみならず、一般市民に対する啓発も必要である。分科会で整理した情報をもとに、市民に対してどのように啓発していくのか、市民向けパンフレット等を作成することも検討していただきたい。

【佐々木五郎委員】

- ・ 分科会では、リユース業者が業界の改善に取り組んでいる背景を踏まえ、時宜にあった整理をしていただきたい。
- ・ 不用品回収業者が、市民に対して回収を呼び掛けるちらしの内容や料金設定から業者の違法性を判断することは市民には難しく、市民への啓発によって業界を改善することには限界があるのではと感じている。不用品回収業者による違法処理のメリットがなくなる仕組みつくるのが重要である。例えば、事業者が不用品回収業者からは仕入れない・購入しないということも必要ではないか。
- ・ 自治体の廃棄物担当者は、廃棄物として回収したもののうち使えるものをリユースしたいという思いが強く、商品価値の有無とは別の次元でリユースを捉えているため、業界側の関心が低くなっていると考えられる。基本的に商品価値があるものを回収し、市民に提供することをモデル事業で実践していただきたい。

【服部委員】

- ・ 今年3月、環境省が小型家電リサイクル法を施行するにあたり、市町村や関係機関、トラック回収を行っている違法な不用品回収業者に対する注意喚起を促すちらし作成・配布したが、昔から、リユース業を支えている、いわゆる「買い子さん」のような回収業者までもが、違法・悪質だと認識されかねない内容であった。法を遵守している回収事業の業に支障をきたしているという話を聞いている。

- ・ リユースモデル事業への参加を既知の自治体に紹介したが、小型家電リサイクル法の施行に際してモデル事業を実施する動きがあるにもかかわらず、リユースモデル事業のことは知らなかった。使用済み小型家電ということでは重なる点もあるので、リユースに向けた取り組みを認知する必要があると思う。。

【事務局（環境省 眼目室長補佐）】

- ・ 違法な不用品回収業者に対する注意喚起のちらしは、トラック回収以外にも空き地を利用した回収や、インターネットを活用した回収など、すべての活動形態を対象として作成しており、トラック回収業者だけを対象にしたものではない。
- ・ ちらしの作成過程においては、一般廃棄物の許可を得た事業者の存在を認識しており、このため「違法な不用品回収業者に廃棄物を渡さないでください」という文言にしている。ただし、掲載したイラストや写真が誤解を招くというご指摘もいただいているため、今後ちらしを作成する際には配慮していきたいと考えている。
- ・ 家庭から処分目的で持ち出された物は廃棄物処理法の対象になるため、リユース業者が回収後に廃棄物とリユース可能品の区分作業をする場合には同法の対象になる。リユース品のみを回収する業者は不用品回収業者に当てはまらず、「ごみでも中古品でも何でも集める」という業者が不用品回収業者に該当すると環境省は認識している。
- ・ リユースの促進を含めて一般廃棄物の処理は自治体の固有事務であるため、自治体ごとに取り組みの温度差が生じている状況であり、今後どのように自治体とリユース事業者との連携を進めていくかについて本研究会で検討したいと考えている

(3) 今後のスケジュールについて

【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 加山）】

(資料 6 に基づいて、説明が行われた。)

【服部委員】

- ・ 不用品回収業者のちらしを次回検討会の参考資料に追加していただきたい。

(4) 閉会

(以上)